大津市週休2日取組促進型工事実施要領 (農業農村整備事業版)

令和6年8月

大津市

はじめに

■目的

大津市週休2日取組促進型工事実施要領(農業農村整備事業版)(以下「本 実施要領」という。)は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年 法律第18号)の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を 図るための取組として、建設業全体で週休2日の取組を拡大するため、建設工 事における週休2日の取組において労務費の補正等を行うために必要な事項 を定め、建設現場の週休2日を促進することを目的とする。

■背景

建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な 役割を担っているが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少な いことが課題となっている。

労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を 確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行ってい くことが必要である。

■適用範囲

本実施要領は、大津市(大津市企業局を除く)が発注する全ての農業農村整備事業に関する土木工事(災害復旧工事、単価契約工事及び維持作業等を除く)とする。また、営繕工事、小額工事及び現地作業が1週間に満たない工事は対象外とする。

■適用基準

本実施要領は、「週休2日取組促進型工事実施要領(農業農村整備事業)」(滋 賀県農政水産部)を準用する。

運用規定

次の表の左欄に掲げる「週休2日取組促進型工事実施要領(農業農村整備事業」(滋賀県農政水産部)中同表の中欄に掲げる内容は、それぞれ同表の右欄に掲げる内容に読み替え等して運用する。

左欄	中欄	右欄
2. 用語の定義	建築工事については、別途、土木交	※適用しないものとする。
(7)対象工事	通部建築課が定める実施要領による。	
5. 費用(積算方法等)	なお、週休2日の達成状況を確認	なお、週休2日の達成状況を確認
	後、現場閉所率が28.5%に満たないも	後、現場閉所率が28.5%に満たないも
	のは、滋賀県建設工事請負契約約款第	のは、大津市契約規則第22条第2項
	24条の規定に基づき、請負代金額のう	第3号において定められた工事請負
	ち補正分を減額するものとする。	契約書 (様式第5号) 第24条の規定に はべき、
		基づき、請負代金額のうち補正分を減額するものとする。
		はなるものとする。
	週休2日に取り組む工事の対象と	週休2日に取り組む工事の対象と
0. 対象工事である自の明小	する場合は、入札公告および特記仕様	する場合は、特記仕様書に対象工事で
	書に対象工事である旨を記載する。	ある旨を記載する。
7. 現場閉所の確認方法等	④対象期間における不稼働日が発注	※適用しないものとする。
(1)工事着手後	時の明示以上にあった場合の措置	
	対象期間における不稼働日が発注	
	時の明示以上にあった場合は、受発注	
	者双方で協議のうえ、その差分につい	
	て工期の延長を行うことができる。	
	また、現場条件により工期の延長が 困難なため、対象期間の休暇日に作業	
	<u>困難なため、対象期間の休暇日に作業</u> を行った場合は、2.(6)による現場	
	閉所日の振替を行うことができる。	
	MINIONING CHI / CC U.	
10. 付則	この要領は、令和2年8月1日以後	・この要領は、令和6年8月1日以後
	に積算業務に着手する工事から適用	に積算業務に着手する工事から適
	する。	用する。
	この一部改正は、令和3年8月1日	
	以後に積算業務に着手する工事から	
	適用する。	
	この一部改正は、令和4年8月1日	
	以後に積算業務に着手する工事から 適用する。	
	適用する。 この一部改正は、令和5年8月1日	
	以後に積算業務に着手する工事から	
	適用する。	
	この一部改正は、令和6年8月1日	
	以後に積算業務に着手する工事から	
	適用する	